

甘楽町公告第 28 号

令和6年12月11日付け甘楽町公告第44号により公告した甘楽農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を縦覧に供する。

甘楽町の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について下記縦覧期間満了の日までに意見を提出することができる。（提出された当該意見の要旨及び処理の結果を同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規程により公告する。）

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、下記の縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に町にこれを申し出ることができる。

令和7年7月9日

甘楽町長 森 平 仁 志



1. 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間

自 令和7年7月10日
至 令和7年8月8日

2. 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所

甘楽町役場（産業課） 甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町ホームページ